

福井県報

第 402 号
令和 8 年
5月26日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定について(295・障がい福祉課)……………2
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(296、297・森づくり課)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(298～308・丹南農林総合事務所)……………3
- 福井城坤櫓等復元整備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(309・土木管理課)……………4
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(310・建築住宅課)……………5

公 告

- 令和7年度の公文書の公開の実施状況(情報公開・法制課)……………6
- 令和7年度の個人情報の保護に関する法律の運用状況(同)……………7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(危機管理課)……………9
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(2件・商業・市場開拓課)……………9
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(3件・森づくり課)……………11
- 土地改良区の役員の退任(10件・丹南農林総合事務所)……………11
- 土地改良区の役員の就任(10件・同)……………13
- 県営土地改良事業の工事の完了(同)……………15
- 公共測量の終了(土木管理課)……………16
- 基本測量の終了(同)……………16
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(道路保全課)……………16
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(教育政策課)……………18

議会告示

- ※福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示(議会局)……………21

議会公告

- 令和7年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況(議会局)……………22

人事委員会規則

- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(16)……………23

公安委員会規則

- ※福井県公安委員会等の聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則(3・警務課)……………24
- ※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(4・交通企画課)……………24

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施(54・生活安全企画課)……………25

告 示

福井県告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県物価高騰対策支援金（保育所・幼稚園・福祉施設等）交付事業を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社エイチ・アイ・エス法人営業本部 北陸法人営業チーム
石川県金沢市堀川新町2-1井門金沢ビル3階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
物価高騰対策業務にかかる保育所・幼稚園・福祉施設等への支援金の支払い
- 3 地方自治法第243の2第1項の規定による指定をした日
令和8年2月3日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年2月4日

福井県告示第296号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町女形谷65字北ヶ谷1から4まで、66字モクロシ谷1から8まで、13から21まで、22の1、22の2・23から25まで・27（以上5筆について次の図に示す部分に限る）、28、29（次の図に示す部分に限る）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丸岡町女形谷65字北ヶ谷1、2、66字モクロシ谷1、7、18、20
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第297号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市下秋生24字南猴尾山1の1、2の1、2の2、5の1、7の1、8の1、9の1、9の2、26字荷込山1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、57の1、57の2、28字向山1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、5の1、30字赤岩須山8の1、10の1、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、16の1、17の1、21の1、32字桃ヶ平山8の1、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の7、12の1、12の2、12の4、13の1、14の1、34字大原山1の1、1の2、1の8（国有林）、2の1、2の2、2の8（国有林）、3、4、5の1、8の1、8の2、36字細ブチ山1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、11、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、39字中高山7の1、7の2・7の3（以上2筆国有林）、40字西ヶ野山1の1、2の1、2の3から2の6まで（以上4筆国有林）、3の1、3の2・3の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
日野土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
武生鞍谷土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
龍ヶ淵土地改良区	令和8年5月14日

福井県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
江ノ西土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
武生広瀬土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
武生西部土地改良区	令和8年5月14日

福井県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
武生王子保南部土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
武生味真野土地改良区	令和8年5月14日

福井県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
南条土地改良区	令和8年5月14日

福井県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
福井朝日土地改良区	令和8年5月14日

福井県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
福井宮崎土地改良区	令和8年5月8日

福井県告示第309号

福井城坤櫓等復元整備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井城坤櫓等復元整備工事

(2) 工事場所

福井市大手3丁目 地係

(3) 工事概要

坤櫓 木造 3階建て 延べ面積 279.8㎡、土塀 木造 全長106.2mの新築工事 一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設

工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関

する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工場の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工場に関する入札公告において定める工場実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和8年5月26日（火）から同年6月10日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

エ 提出部数

1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工場の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工場を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工場が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工場の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第310号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第60条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

三玄環境株式会社

福井県福井市大宮6丁目17-35

2 支援業務の種別

・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第5号に基づく業務（残置物処理等）

・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第6号に基づく業務（上記業務に附帯する業務）

公 告

福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第34条の規定により、令和7年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

令和7年度公文書の公開の実施状況

- 1 対象公文書件数 3,849件 前年度比 5.3%減（令和6年度 4,065件）
【増減の主な要因】
・法人の決算書類 662件 前年度比 37.7%減（令和6年度 1,062件）
- 2 請求者延べ人数 401人 前年度比 9.7%減（令和6年度 444人）
- 3 主な請求内容
① 政治資金収支報告書関係文書 1,212件（令和6年度 916件）
② 法人の決算書類 662件（令和6年度 1,062件）
③ 工事設計書 244件（令和6年度 207件）

- 4 決定等の内容
全部公開 1,669件（43.4%）
一部公開 2,054件（53.4%）
非公開 88件（2.3%）
（文書不存在：83件、非公開情報：4件、存否応答拒否：1件）
取下げ 38件（0.9%）

5 審査請求の処理状況（令和8年3月31日現在）

区分	件数
処理すべき件数 ①	3
6年度からの継続件数	2
7年度中の新規件数	1
処理済 ②	2
認容	0
棄却	2
取下げ ③	0
処理中（次年度へ継続） ①-②-③	1

令和7年度公文書の公開の実施状況（件数内訳）

1 公開請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率	
	7年度	6年度		
知事	総務部	128	134	-4.5%
	未来創造部	260	195	33.3%
	防災安全部	26	64	-59.4%
	交流文化部	29	8	262.5%
	エネルギー環境部	71	23	208.7%
	健康福祉部	807	1,168	-30.9%
	産業労働部	88	61	44.3%
	農林水産部	128	83	54.2%
	土木部	633	944	-32.9%
	会計局	27	12	125.0%
小計	2,197	2,692	-18.4%	
議会局	6	14	-57.1%	
教育委員会	293	255	14.9%	
選挙管理委員会	1,213	918	32.1%	
人事委員会等	1	2	-50.0%	
警察本部長	139	184	-24.5%	
合計	3,849	4,065	-5.3%	

	7年度	6年度	増減率
請求者延べ人数	401	444	-9.7%

2 公開請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	7年度	6年度
全部公開	1,669	794
一部公開	2,054	3,152
非公開	88	93
取下げ	38	26
合計	3,849	4,065

令和7年度の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

令和7年度個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況

- 1 対象公文書件数 628件 前年度比 90.3%増（令和6年度 330件）
- 2 請求者延べ人数 106人 前年度比 73.8%増（令和6年度 61人）
- 3 主な請求内容
警察署等への相談記録 404件（令和6年度 252件）
- 4 決定等の内容
全部開示 95件（15.1%）
一部開示 512件（81.5%）
非開示 17件（2.7%）
取下げ 4件（0.7%）

5 審査請求の処理状況（令和8年3月31日現在）

区分	件数
処理すべき件数 ①	0
6年度からの継続件数	0
7年度中の新規件数	0
処理済 ②	0
取下げ ③	0
処理中（次年度へ継続） ①-②-③	0

令和7年度個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況（件数内訳）

1 個人情報の開示請求等の状況

(1) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率	
	7年度	6年度		
知事	総務部	14	0	皆増
	未来創造部	82	2	4000.0%
	健康福祉部	49	33	48.5%
	農林水産部	1	0	皆増
	土木部	12	1	1100.0%
	小計	158	36	338.9%
教育委員会	6	8	-25.0%	
人事委員会	5	19	-73.7%	
警察本部長	459	267	71.9%	
合計	628	330	90.3%	

	7年度	6年度	増減率
請求者延べ人数	106	61	73.8%

(2) 個人情報の訂正請求の件数 0件（令和6年度 4件）

(3) 個人情報の利用停止請求の件数 0件（令和6年度 0件）

2 開示請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	7年度	6年度
全部開示	95	15
一部開示	512	306
非開示	17	9
取下げ	4	0
合計	628	330

3 個人情報取扱事務の状況

個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数（令和8年3月31日時点）
1,851件（令和6年度末 1,846件）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県防災情報ネットワーク施設保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社東芝北陸支社福井支店
福井県福井市中央3丁目3番21号
- 5 落札金額
122,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
 - (1) SUPER CENTER PLANT-2 上中店
三方上中郡若狭町脇袋11号下黒切12番地1 外18筆
三方上中郡若狭町上吉田5号白川作26番地1 外6筆
 - (2) SUPER CENTER PLANT-2 坂井店
坂井市坂井町下新庄15号11番地1 外32筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(変更後)

株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(変更後)

株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

4 変更の年月日

令和7年9月21日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者が交代したため。

6 届出のあった日

令和8年4月28日

7 届出の縦覧場所

(1)・(2)

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(1) 三方上中郡若狭町中央第1号1番地

若狭町観光まちづくり課

(2) 坂井市坂井町下新庄1番地1

坂井市産業政策部商工労政課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。)

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

SUPER CENTER PLANT-3 清水店
JA越前丹生農産物直売所 丹生膳野菜
福井市三留町21号4番地
福井市風巻町27番地2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

① 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

② 福井県農業協同組合

代表理事組合長 齊藤 雅幸
福井市大手3丁目2番18号

③ 高縄 信隆

福井市中野3丁目508

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

①株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

②福井県農業協同組合

代表理事組合長 富田 勇一
福井県福井市大手3丁目2番18号

③高縄 信隆

福井県福井市中野3丁目508

(変更後)

①株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

②福井県農業協同組合

代表理事組合長 齊藤 雅幸
福井県福井市大手3丁目2番18号

③高縄 信隆

福井県福井市中野3丁目508

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

①株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

②福井県農業協同組合

代表理事組合長 富田 勇一
福井県福井市大手3丁目2番18号

③高縄 信隆

福井県福井市中野3丁目508

(変更後)

①株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

②福井県農業協同組合

代表理事組合長 齊藤 雅幸
福井県福井市大手3丁目2番18号

③高縄 信隆

福井県福井市中野3丁目508

4 変更の年月日

株式会社PLANTの変更:令和7年9月21日

越前丹生農業協同組合の変更:令和5年6月18日

5 変更した理由

大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者が交代したため。

6 届出のあった日

令和8年4月28日

7 届出の縦覧場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

福井市宝永2丁目4番10号

宝永分庁舎

福井市商工労働部商工労政課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

畑田清治

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月7日福井県告示第195号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

仲野忠正、下中健蔵、下中達夫、仲野芳子

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月14日福井県告示第233号による。

3 掲示場所

福井県庁および小浜市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

風呂仁左衛門

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月14日福井県告示第234号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 村上 重明 越前市村国3丁目3番地9

〃 青山 義純 越前市押田2丁目4番51号

江ノ西土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条

第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 田邊 雅博 越前市瓜生町第37号56番地

監 事 宇野 一幸 越前市瓜生町第49号6番地

〃 村上 重明 越前市村国3丁目3番地9

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 西出 和男 越前市広瀬町第71号9番地

〃 川上 晴男 越前市広瀬町第193号73番地

〃 北川 久雄 越前市広瀬町第78号46番地

〃 庭本 久則 越前市広瀬町第124号3番地

〃 岡田 勘一 越前市広瀬町第155号19番地

〃 山本 明夫 越前市広瀬町第132号16番地

〃 大西 純生 越前市池ノ上町第29号8番地

〃 前田 耕一 越前市池ノ上町第67号39番地

〃 増田 寿男 越前市池ノ上町第60号7番地

監 事 梅原 保森 越前市広瀬町第91号8番地

〃 福岡 英夫 越前市広瀬町第153号40番地

〃 橋本 茂樹 越前市池ノ上町第58号6番地

〃 高橋 茂則 越前市国兼町第29号2番地

武生西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 吉田 輝幸 越前市片屋町第13号42番地

〃 藤田 武市 越前市氷坂町第39号11番地

〃 近藤 正利 越前市余田町第36号2番地

〃 近藤 敏勝 越前市余田町第35号32番地

〃 山田 務 越前市大虫町第15号3番地

〃 高木 明義 越前市大虫本町第4号6番地

〃 伊藤 篤司 越前市上四目町第5号11番地

〃 玉木 茂明 越前市丹生郷町第8号11番地

〃 奥山 紀昭 越前市三ツ俣町第6号3番地の2

〃 山崎 伸司 越前市横根町第20号15番地の1

〃 五十嵐敏雄 越前市北山町第28号25番地

〃 大久保健一 越前市上太田町第28号12番地

〃 竹内 弘彰 越前市下太田町第12号17番地

監 事 上野 利雄 越前市片屋町第12号4番地総

〃 田中 丈造 越前市下四目町第10号17番地

〃 田中周太郎 越前市高森町第12号8番地

〃 岡田 勘一 越前市広瀬町第155号19番地

武生王子保南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

監 事 近藤 敏勝 越前市余田町第35号32番地

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 木水 秀徳 鯖江市下新庄町52号59番地

〃 石本 義幸 鯖江市下新庄町53号6番地

〃 石本 浩治 鯖江市下新庄町55号19番地2

〃 福岡 秀樹 鯖江市下新庄町52号76番地

〃 石本 嘉信 鯖江市下新庄町53号28番地1

〃 内方 忠敏 鯖江市下新庄町63号31番地

〃 三田村孝一 鯖江市下新庄町128号21番地1

〃 齋藤 晋 鯖江市定次町8号15番地

- 〃 齊藤 正之 鯖江市定次町8号31番地
- 〃 恩地 彦雄 鯖江市定次町8号2番地
- 監事 山崎 喜通 鯖江市下新庄町126号6番地1
- 〃 奥田 俊雄 鯖江市五郎丸町16号25番地
- 〃 福岡 良二 鯖江市下新庄町134号21番地

鯖江河端土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年1月6日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 宮前 浅則 鯖江市下河端町60号51番地

鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年1月29日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

監事 西尾 裕和 鯖江市南井町5号46番地

四ヶ浦小樟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 南 直樹 越前町小樟8号37番地

〃 増田 清政 越前町小樟43号8番地21

〃 鈴木 正寛 越前町小樟5号35番地

〃 畑 雅樹 越前町小樟8号20番地

〃 山下 竜雄 越前町小樟8号3番地

〃 濱野治代子 越前町小樟3号52番地

〃 川上 昭一 越前町小樟6号20番地

〃 中野 良一 越前町小樟3号20番地

〃 山下 義弘 越前町小樟8号38番地

監事 川上 一義 越前町小樟3号20番地4

〃 橋谷 一信 越前町小樟3号65番地

福井織田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 佐々木邦彦 越前町赤井谷第27号18番地

〃 渡辺 達也 越前町赤井谷第21号甲3番地

〃 宇野 義信 越前町中第17号47番地

〃 宇野 栄一 越前町中第21号2番地

〃 宇野與市郎 越前町大王丸第19号4番地

〃 毛利 好宏 越前町大王丸第17号11番地

〃 河上 佳人 越前町三崎第35号16番地

〃 北嶋 幸雄 越前町織田第43号6甲番地

〃 駒野 宏治 越前町織田第47号14番地

〃 山崎 利光 越前町織田第42号24番地

〃 左近 良一 越前町平等第53号4番地

〃 藤田 和範 越前町平等第33号13番地4

監事 渡辺 孝行 越前町赤井谷第27号26番地

〃 佐々木茂孝 越前町三崎第26号43番地

〃 富田 得夫 越前町織田第84号50番地1

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 堀井 栄一 越前市国高1丁目13番地9

江ノ西土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 吉田與志明 越前市瓜生町第46号2番地

監 事 兵 治樹 越前市瓜生町第39号2番地

〃 北畑 孝一 越前市馬上免町第1号6番地の2

武生広瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 西出 和男 越前市広瀬町第71号9番地

〃 川上 晴男 越前市広瀬町第193号7番地

〃 北川 久雄 越前市広瀬町第78号4番地

〃 庭本 久則 越前市広瀬町第124号3番地

〃 岡田 勘一 越前市広瀬町第155号1番地

〃 山本 明夫 越前市広瀬町第132号1番地

〃 前田 耕一 越前市池ノ上町第67号3番地

〃 増田 寿男 越前市池ノ上町第60号7番地

〃 橋本 茂樹 越前市池ノ上町第58号6番地

監 事 梅原 保森 越前市広瀬町第91号8番地

〃 岡崎信一郎 越前市広瀬町第123号2番地

〃 渡邊 啓藏 越前市池ノ上町第65号2番地

〃 高橋 茂則 越前市国兼町第29号2番地

武生西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 江指 博幸 越前市片屋町第20号3番地

〃 吉田 輝幸 越前市片屋町第13号4番地

〃 永宮 照夫 越前市氷坂町第26号8番地

〃 伊藤 一行 越前市余田町第11号4番地

〃 永坂 敏実 越前市大虫町第66号1番地

〃 高木 明義 越前市大虫本町第4号6番地

〃 伊藤 篤司 越前市上四目町第5号1番地

〃 田中 丈造 越前市下四目町第10号1番地

〃 奥山 紀昭 越前市三ツ俣町第6号3番地の2

〃 山崎 伸司 越前市横根町第20号1番地の1

〃 長谷川 進 越前市北山町第39号7番地

〃 大久保健一 越前市上太田町第28号1番地

〃 竹内 弘彰 越前市下太田町第12号1番地

監 事 近藤 正利 越前市余田町第36号2番地

〃 田中周太郎 越前市高森町第12号8番地

〃 玉木 茂明 越前市丹生郷町第8号1番地

〃 北川 久雄 越前市広瀬町第78号4番地

武生王子保南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

監 事 吉田 輝幸 越前市片屋町第13号4番地

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 木水 秀徳 鯖江市下新庄町52号5番地

〃 石本 義幸 鯖江市下新庄町53号6番地

〃 石本 浩治 鯖江市下新庄町55号1番地2

〃 福岡 秀樹 鯖江市下新庄町52号7番地

〃 石本 嘉信 鯖江市下新庄町53号2番地1

〃 内方 忠敏 鯖江市下新庄町63号3番地

〃 三田村孝一 鯖江市下新庄町128号2番地1

〃 齋藤 晋 鯖江市定次町8号1番地

〃 斉藤 正之 鯖江市定次町8号3番地

〃 恩地 彦雄 鯖江市定次町8号2番地

監 事 山崎 喜通 鯖江市下新庄町126号6番地1
〃 奥田 俊雄 鯖江市五郎丸町16号25番地
〃 福岡 良二 鯖江市下新庄町134号21番地

鯖江河端土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月5日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 佐々木一弥 鯖江市下河端町66号45番地

鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月19日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
監 事 山本 敏雄 鯖江市南井町6号22番地

四ヶ浦小樟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 山下 義弘 越前町小樟第8号38番地
〃 畑 雅樹 越前町小樟第8号20番地
〃 中島 マミ 越前町小樟第43号8番地7
〃 南 直樹 越前町小樟第8号37番地
〃 増田 鉄治 越前町小樟第7号54番地
〃 鈴木 正寛 越前町小樟第5号35番地
〃 山下 竜雄 越前町小樟第8号3番地
〃 濱野治代子 越前町小樟3号52番地
〃 川上 昭一 越前町小樟第6号20番地
〃 中野 良一 越前町小樟第3号20番地
監 事 川上 一義 越前町小樟第3号20番地4

〃 橋谷 一信 越前町小樟第3号65番地

福井織田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 渡邊 一幸 越前町赤井谷第27号17番地
〃 渡邊 久能 越前町赤井谷第22号1番地
〃 宇野 栄一 越前町中第21号2番地
〃 水嶋 正人 越前町中第19号26番地1
〃 宇野與市郎 越前町大王丸第19号4番地
〃 毛利 好宏 越前町大王丸第17号11番地
〃 佐々木秀樹 越前町三崎第41号1番地
〃 駒野 宏治 越前町織田第47号14番地
〃 山崎 隆夫 越前町織田第39号7番地
〃 北嶋 一男 越前町織田第43号1番地
〃 山崎 眞 越前町平等第44号25番地
〃 奥田康一郎 越前町下河原第12号26番地
監 事 毛利 康裕 越前町大王丸第23号7番地
〃 富田 一茂 越前町織田第43号30番地
〃 富田 得夫 越前町織田第84号50番地1

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 地区名
甌谷地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業
- 3 工事完了年月日
令和8年3月4日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 地区名
甕谷地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業
- 3 工事完了年月日
令和8年3月4日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年4月23日に勝山市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
勝山市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和7年12月22日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
勝山市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、令和8年4月30日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（重力測量）
- 3 作業の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
鯖江市

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
除雪ドーザ（14t級）1台
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 納入期限
令和8年11月30日（月）
 - (4) 納入場所

単位：台

事務所名	所在地	台数
丹南土木事務所	越前市上太田町42-1-1	1
合 計		1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙2）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和8年6月11日（木）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、期間内必着とする）。

6 電子契約同意書メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式：

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail)：

dourohoz@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

7 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年7月6日（月）8時30分から令和8年7月7日（火）16時00分まで

ア 開札日時

令和8年7月8日（水）

13時15分

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁6階 入札室

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。

なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

ア 提出期限

令和8年6月11日（木）17時まで

イ 提出方法

持参または郵送すること。

ウ 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部道路保全課

(4) 入札の無効

財務規則第151条の規定による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係

を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Snow removing wheel type dozer

(14t class) 1 car

(2) Date, Time of Bidding:

8:30am, July 6, 2026-4:00pm, July 7, 2026

(3) Period of Contract:

November 30, 2026

(4) Contact point for the notice:

Road Maintenance Division, Fukui Prefectural Government' 3-17-1, Ote, Fukui-City, Fukui-Prefecture, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0477

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

(IT) 県立学校生徒用タブレット端末購入 (教育政策課)

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書 (以下「入札説明書等」という。) のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年4月16日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、特定調達契約 (政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。) に係る競争入札参加資格 (以下「資格」という。) について別に知事が行う審査により認定を受けた者 (この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。) で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令16号) 第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 (以下「電子入札システム」という。) を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契

約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等 (以下、「申請書等」という。) または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課教育DX推進室

電話 0776-20-0766

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書 (電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者 (以下「紙入札者」という。) にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」) に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年5月26日 (火) から令和8年6月22日 (月) 17時00分まで (土、日曜日および休日を除く。)

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号) に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知

する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年7月13日(月) 8時30分から17時00分

令和8年7月14日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和8年7月15日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁11階 1102会議室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課教育DX推進室

電話 0776-20-0766

FAX 0776-20-0668

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 仮契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)作成の要否

この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)の規定に基づき、福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付期間

福井県の休日进行を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail)

kyousei@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Student tablet devices : 3,800 devices
- (2) Date, time of Bidding:
8:30A.M. 13th July 2026 - 4:00P.M. 14th July 2026
- (3) Date, time of bid opening:
10:00A.M. 15th July 2026
- (4) Deadline for delivery:
335 devices 29th January 2027
3,465 devices 31th March 2027
- (5) Affiliation in charge of contract-related affairs
Education policy division, Fukui prefectural board of education,3-17-1, Ote,
Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0766

議 会 告 示

福井県議会告示第2号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月26日

福井県議会議長 小堀 友廣

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年福井県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) (略)</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号</u></p> <p>(17) (略)</p>

附 則

この告示は、令和8年5月26日から施行する。

議 会 公 告

令和7年度の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年福井県条例第37号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年5月26日

福井県議会議長 小堀 友廣

令和7年度福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の運用状況

- 1 個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数 0件
 - 2 個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数 25件
-

人事委員会規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月26日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第16号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3)～(26) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">休暇を受ける事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> <th style="width: 33%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td> <td>その都度必要と認める期間</td> <td>出頭通知書の写し</td> </tr> <tr> <td>3～26 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	休暇を受ける事由	期間	添付書類	1 (略)	(略)	(略)	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し	3～26 (略)	(略)	(略)	<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3)～(26) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">休暇を受ける事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> <th style="width: 33%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td> <td>その都度必要と認める期間</td> <td>出頭通知書の写し</td> </tr> <tr> <td>3～26 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	休暇を受ける事由	期間	添付書類	1 (略)	(略)	(略)	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し	3～26 (略)	(略)	(略)
休暇を受ける事由	期間	添付書類																							
1 (略)	(略)	(略)																							
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し																							
3～26 (略)	(略)	(略)																							
休暇を受ける事由	期間	添付書類																							
1 (略)	(略)	(略)																							
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間	出頭通知書の写し																							
3～26 (略)	(略)	(略)																							

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

公安委員会規則

福井県公安委員会等の聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月26日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第3号

福井県公安委員会等の聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

福井県公安委員会等の聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成7年福井県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（聴聞の審理の公開）</p> <p>第12条 公安委員会等は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者および参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日および場所を公示するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u></p>	<p>（聴聞の審理の公開）</p> <p>第12条 公安委員会等は、条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者および参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日および場所を公示するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う公安委員会等の掲示版に掲示して行うものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月26日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第4号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第24号を次のように改める。

福井県 告示第 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

印

記

- 意見の聴取の期日
年 月 日 時 分
- 意見の聴取の場所

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の福井県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第54号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年5月26日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

- 検定の区分、実施日、時間および場所
(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和8年8月28日(金)	午前9時30分から 午前11時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和8年10月8日(木)	午後1時から 午後5時まで
施設警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

- 定員

各20人

3 受検資格

(1) 施設警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 施設警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和8年7月13日(月)から同年7月22日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付要領

受検希望者は受付期間内に、下記7の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署(福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出)

なお、オンラインによる申請も可とするが、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通

(5) 受検手数料

16,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備業係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

